

○所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金交付要綱

平成26年3月31日要綱

改正

平成27年3月31日

平成30年12月1日要綱

所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年条例第25号。以下「条例」という。）第25条第4項の規定に基づき、同条第1項のみどりのパートナー（以下「パートナー」という。）が行うみどりの保全活動及び緑化の推進活動に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となるパートナーは、所沢市みどりのパートナー活動実施要綱（平成25年1月1日施行。以下「実施要綱」という。）第9条の承認を受けたパートナー（実施要綱第7条第1項第6号に規定する区域においてみどりの保全に係る活動を行うパートナーを除く。以下「承認団体」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、承認団体が行う当該承認を受けたみどりのパートナー活動であって、別表第1又は別表第2の補助金の内容の欄に規定する活動に該当するものとする。

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする承認団体（以下「申請団体」という。）は、所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 活動事業計画書

- (2) 申請対象地の位置図
- (3) 申請対象地の求積図
- (4) 申請対象地の現況写真
- (5) 見積書又は申請額の算出根拠となる書類の写し

2 前項の規定による申請は、1年度につき1回限りとし、市長が別に定める期間において行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた承認団体(以下「交付団体」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「交付事業」という。)が完了したときは、速やかに所沢市みどりのパートナー活動支援事業実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 交付対象事業の経費が明記された領収証の写し又は支出を証する書類等
- (3) 対象地の完了求積図
- (4) 活動の実施が確認できる写真

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、交付団体から前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金額確定通知書(様式第4号)により交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を交付事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、交付事業の完了前に補助金の額の全部又は一部を交付することができる。

2 交付団体は、補助金の交付を受けようとするときは、所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(受入れ補助金)

第10条 承認団体が条例第25条第1項のみどりのパートナー登録をした個人を受け入れて補助対象事業を行ったときは、1年度における受入れ実績に応じ、みどりのパートナー受入補助金（以下「受入れ補助金」という。）を交付するものとする。

2 受入れ補助金の額は、1年度におけるみどりのパートナー登録をした個人を受け入れた回数に50円を乗じて得た額とする。ただし、1年度につき10,000円を限度とする。

3 受入れ補助金の交付を受けようとする承認団体は、市長が別に定める期日までに所沢市みどりのパートナー受入れ補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

（1） 受入れ実績報告書

（2） その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所沢市みどりのパートナー受入れ補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するとともに、受入れ補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消等）

第11条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときはその全部又は一部を返還させることができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、既に交付した補助金を返還させるときは、所沢市みどりのパートナー活動支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類等の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた交付団体は、当該補助金に係る帳簿及び関係書類等を当該交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日要綱)

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

みどりの保全活動に係る補助金

補助金の種類	補助金の内容	補助金の額
初年度活動準備費補助金	承認団体が承認を受けた活動を行うために必要な消耗品等の購入に要した経費に対するもの	経費の全額。ただし1年度につき3万円を限度とする。
保全活動補助金	下刈 (除草・清掃・間伐を含む。) の活動作業に要した経費に対するもの	活動作業を行った面積に1平方メートル当たり13円を乗じて得た額 (市長が必要と認める場合は、当該額に市長が別に定める作業難易度に応じた係数を乗じて得た額)
	清掃 (竹林の間伐、古葉振るい、落ち葉掃きを含む。) の活動作業に要した経費に対するもの	活動作業を行った面積に1平方メートル当たり5円を乗じて得た額 (市長が必要と認める場合は、当該額に市長が別に定める作業難易度に応じた係数を乗じて得た額)
	清掃 (軽易作業) の活動作業に要した経費に対するもの	活動作業を行った面積に1平方メートル当たり2円を乗じて得た額 (市長が必要と認める場合は、当該額に市長が別に定める作業難易度に応じた係数を乗じて得た額)

活動作業機具賃借費補助金	下刈・間伐・枯損木の処理活動作業を行うために動力機具、トラック等（油脂類含む。）の賃借に要した経費に対するもののうち、市長が適当であると認めたものの	経費のうち市長が適当と認めた額の全額。ただし、1年度につき5万円を限度とする。
--------------	--	---

備考

- 1 初年度活動準備費補助金については、1承認団体に対し1回限り交付するものとする。
- 2 保全活動補助金は、活動を行う場所等を考慮し、この表の規定により算定した補助金の額に市長が別に定める作業難易度に応じた1.0から0.5までの範囲内の係数を乗じて算出するものとする。
- 3 保全活動補助金の額は、当該補助金の内容の区分にかかわらず、1年度につき10万円を限度とする。

別表第2（第3条、第4条関係）

緑化の推進活動にかかる補助金

補助金の種類	補助金の内容	補助金の額
初年度活動準備費補助金	承認団体が承認を受けた活動を行うために必要な消耗品等の購入に要した経費に対するもの	経費の全額。ただし、1年度につき2万円を限度とする。
緑化資材購入費（苗）補助金	緑化に必要な苗の購入に要した経費に対するもの（活動事業として承認を受けた事業の2事業までとする。）	経費の全額。ただし、15万円を限度とする。
緑化資材購入費（化成肥料等）補助金	緑化の育成に必要な化成肥料、植床用培養土・腐葉土等の購入に要した経費に対	経費の全額。ただし、1年度につき5万円を限度とする。

	するもの	
活動作業機具賃借 費補助金	緑化の維持の活動作業を行うための動力機具（ミニ耕耘機）、トラック等（油脂類含む。）の賃借に要した経費に対するもの	経費の全額。ただし、1年度につき3万円を限度とする。

備考

- 1 初年度活動準備費補助金については、1承認団体に対し1回限り交付するものとする。
- 2 緑化資材購入費（苗）補助金については、活動の内容として申請した活動地の面積に対する苗の購入数が1平方メートル当たり25株を超える場合は、その超えた分の購入に要した経費は、補助金の交付対象の経費としない。